

主な変更内容

- ◆ 他の単独事業所企業と同様に調査員調査で実施していた「851 社会保険事業団体」を直轄調査で実施
→令和3年調査では、「10-15_社会保険事業サービス」の売上高（約105兆円）の約4割が調査員調査対象になっていたため
- ◆ 法人でない団体のうち、非ネットワーク型産業については、共同事業体の取扱を踏まえ、直轄調査で実施
→次頁にて詳細を説明

調査対象区分					調査方法			
					令和3年調査	令和8年調査		
個人経営企業※1					調査員調査			
会社、会社以外の法人 ※2	複数事業所				直轄調査			
	単独事業所企業	資本金1億円以上の単独事業所、純粋持株会社、不動産投資法人						
		上記以外	C 鉱業、採石業、砂利採取業				調査員調査	直轄調査※3
			851 社会保険事業団体					
			上記以外	経済構造実態調査対象		直轄調査		
				従業員300人以上				
				その他				
外国の会社の事業所					直轄調査			
法人でない団体	ネットワーク型産業※4				調査員調査			
	非ネットワーク型産業				調査員調査	直轄調査※5		

※1 個人企業経済調査対象企業については、直轄調査で実施

※2 企業調査支援事業対象企業については、統計センターが調査票の配布・回収を実施

※3 「851 社会保険事業団体」については、直轄調査で実施

※4 事業所単位で売上（収入）金額の把握ができない産業

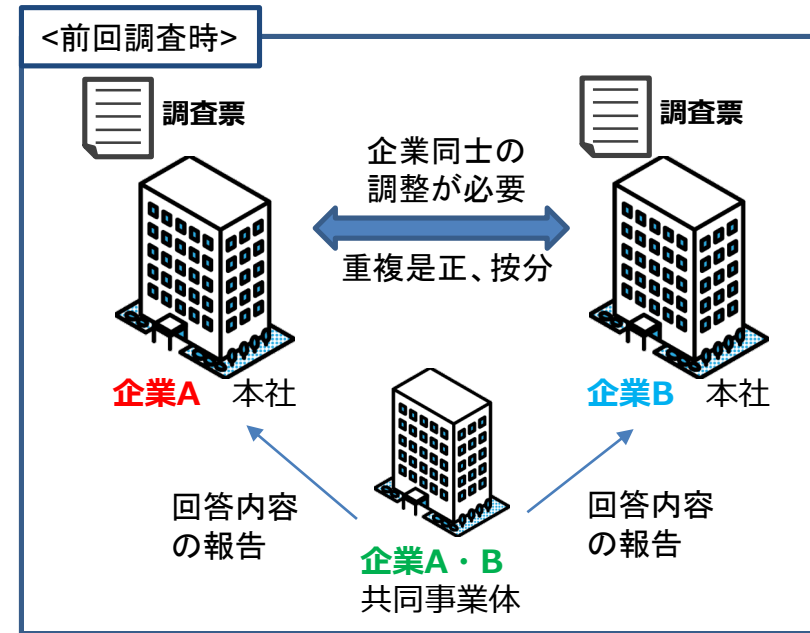
「D 建設業」、「F 電気・ガス・熱供給・水道業」、「H 運輸業、郵便業」、「J 金融業、保険業」、「37 通信業」、「38 放送業」、「41 映像・音声・文字情報制作業」、「81 学校教育」、「86 郵便局」、「93 政治・経済・文化団体」、「94 宗教」

※5 非ネットワーク型産業については、直轄調査で実施

共同企業体の取扱について

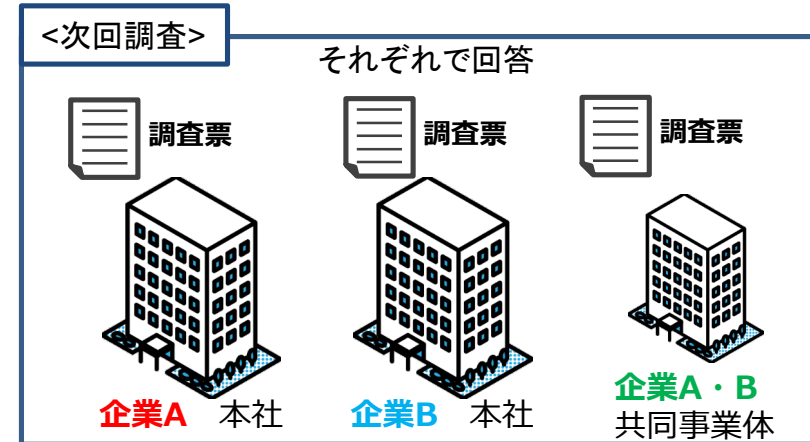
1 共同企業体について（前回調査時）

- ・建設業で、複数の業者が契約に基づき、共同して1つの事業を請け負うために結成する事業組織体
⇒事業所の定義上、建設現場については事業所として扱わない。
- ・一方で、製造業事業所において、共同企業体に関する工場が存在
⇒当該共同企業体に出資した企業それぞれの**支所事業所として把握する事例有り**
⇒企業調査支援事業のスキームを通して、出荷額、敷地面積等の重複記入への対応、按分処理の実施等、**企業の負担大**と把握



2 次回調査における対応

- ・**企業の負担軽減**に資するため、共同事業体の事業所は1つの事業所として扱う。(工業統計調査で実績あり)
⇒併せ、産業特性事項の拡充(※1)の観点から、「法人でない団体」は、産業別調査票で把握(※2)
- ・**支所事業所として把握していた経緯を踏まえ、非ネットワーク型産業は直轄調査で実施**



※1 令和3年調査では「法人でない団体」は産業共通事項のみ把握

※2 事業所集計把握事項のみの把握を基本（詳細は参考2参照）